平成３０年（フ）第２３号
福島県会津若松市門田町大字年貢町字大道東444番地の１　県営住宅年貢町団地１号棟109号室、住民票上の住所福島県双葉郡大熊町大字熊字新町517番地の９
債務者　佐藤　正生
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2244番地３　セントラルハイツアルシェ　101、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2088番地５
債務者　サウセド　サンチェス　ミゲル（ＳＡＵＣＥＤＯ　ＳＡＮＣＨＥＺ　ＭＩＧＵＥＬ）
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2244番地３　セントラルハイツアルシェ　101、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2088番地５
債務者　波野ジルランこと　ＨＡＮＯ　ＭＥＤＩＮＡ　ＹＩＲＬＡＮ　ＦＡＴＩＭＡ
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２４２号
堺市南区原山台１丁７番３―107号
債務者　山中　恵子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３６号
堺市中区陶器北63番地４
債務者　石田　竜子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８８号
大阪府河内長野市栄町23番30―１号
債務者　松山　陽恵
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０７号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号（307）
債務者　大川加奈子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４３４号
堺市南区赤坂台３丁９番33―304号
債務者　平田　千晶
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
香川県丸亀市土器町東６丁目35番地　サファイア28　101号
債務者　梶原　恵一
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３９号
香川県丸亀市北平山町２丁目10番18―401号　平山ハイツ
債務者　林　　敏子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１６号
大分県日田市田島本町３番５号　第２かたばみ荘１号
債務者　田原　孝善
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１００号
沖縄県浦添市大平２丁目13番２―503号　トーマス大平
債務者　古波倉由美子
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４６号
福島県伊達市梁川町字白川田53番地３
債務者　池田　　章
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４１号
茨城県水戸市元吉田町1812番地の12　第２プラムハイツ102号
債務者　髙木　良徳
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８２号
茨城県水戸市東野町304番地の１　ハイツ東野Ａ棟203号
債務者　松﨑　広一
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２５５号
茨城県つくば市高崎1861番地４
債務者　佐藤　健司
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係